職場意識改善計画の策定について

このたび当社では、年次有給休暇の取得促進および所定外労働削減等、労働時間等の設定の改善のために次のとおり職場意識改善計画を策定し、今後この計画の実施に取り組むことと致しました。 この計画の実施により、従業員のいっそうの健康の保持等に努めてまいります。

職場意識改善計画

平成 23年 5月20日

		平成 23年 5月20日		
取組事項		具体的な取組内容		
1	実施体制の整備のための措置			
	①労働時間等設定改善委員会の設 置等労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 労働時間等設定改善委員会を設置し、随時問題点を 検討する。 (2年度目)		
		定期的に委員会を開催する。 (1年度目)		
	②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度日) 労働時間等設定改善委員会の委員長を苦情・意見・要望を受け付ける担当者に選任する。 (2年度目) 苦情・意見・要望を受け付ける担当者の労働者への周知徹底を図るとともに、		
2	職場意識改善のための措置			
	①労働者に対する職場意識改善計 画の周知	(1年度目) 説明会を開催し、従業員に周知する。 (2年度目) 1年度目に引き続き、労働者への周知として、職場 意識改善計画のポイントをまとめたリーフレットを 作成し、労働者に配布する		

	取組事項	具体的な取組内容		
2	職場意識改善のための措置			
		(1年度目)		
		職場意識改善のための研修会を最低1回開催する。		
	②職場意識改善のための研修の実施	(2年度目)		
		1年度目に引き続き、研修会を複数回開催することとし外 部講師を招き、研修会を最低1回開催する。		
3	 労働時間等の設定の改善のための	措置		
		(1年度目)		
	①年次有給休暇の取得促進のため の措置	年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇の 計画的付与制度の導入を実施する。		
		(2年度目)		
		計画的付与制度の労働者への周知・徹底を図り、取 得が進んでいない労働者に対して注意・喚起を行 う。		
		(1年度目)		
	②所定外労働削減のための措置	従業員に対する研修の実施や職場意識改善計画の労 働者へ周知による意識改革を行うとともに、作業効 率の向上を図り、残業を削減する。		
		(2年度目)		
		1年度目の取り組みを引き続き実施するとともに、 要因配置を見直し、業務の見直しを積極的に実施す る。		
		(1年度目)		
	③労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間 の設定	変形労働時間制やフレックスタイム制など、労働者の多様な事情等に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。導入に際しては、業務の実態を把握した上で、労働者の要望を踏まえ、十分な検討を行い、導入する。		
		(2年度目)		
		1年度目に導入した変形労働時間制について、実績 を踏まえ、同制度が適切に活用されているかの検証 を行い、必要な修正を行う。		

取組事項		具体的な取組内容		
3 労働時間等の設定の改善のための措置				
	④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付	(1年度目) 地区行事に参加する従業員への休暇制度の検討		
		(2年度目)		
		休暇制度の導入		
	⑤ワークシェアリング、在宅勤 務、テレワーク等の活用による多 様な就労を可能とする措置	(2年度目)		
4	制度面の改善のための措置	(1年度目) 1ヶ月60時間を越える時間外労働に係る割増賃金率を50パーセントとし、労働時間設定改善委員会等における年次有給休暇の取得状況の確認制度を導入する。また年間5日以上の年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。		